

文部科学省における産学官連携・ 知的財産戦略に係る取組について

平成15年2月

文部科学省 研究振興局
研究環境・産業連携課

技術移転推進室長 小山竜司

- 1 はじめに
- 2 これまでの産学官連携の取組
- 3 産学官連携の構図の変化
- 4 平成15年予算案について
- 5 産学官連携促進特別試験研究税額控除制度について

産学官連携の背景

～知識社会の到来～

知識社会（「知」の創造と活用の時代）の到来

→ 産学官連携への期待

(1) 産業界

- ・ 国際的競争の環境下で大学等との共同による新技術・新産業の創出

(2) 大学

- ・ 社会・産業からのニーズに応えることが求められている
⇒大学の構造改革

(3) 行政（政府・地方公共団体）

- ・ 全国的な新技術・新産業創出に向けた環境整備
- ・ 地域から新産業の創造

これまでの我が国の産学連携に関する問題点

我が国は科学・技術の極めて高いポテンシャルあり
(理工系分野での論文数世界トップレベル、3年連続ノーベル賞受賞)

しかしながら、

○大学組織としての産学連携への消極的態度

○企業の研究開発の「自前主義」

○産学官連携のための環境整備への国の戦略的取組不足

などの要因によりこれまで必ずしも十分ではなかった

(1) 産学官連携施策の経緯

H7 「科学技術基本法」制定

H8 科学技術基本計画策定

H10 「大学等技術移転促進法(TLO法)」制定

承認TLO → 28機関 [平成14年12月]

特許出願数 → 2,361件 [平成14年3月末]

H11 「産業活力再生特別措置法」制定

H12 「産業技術力強化法」制定

→ 研究成果活用企業との役員兼業

89人承認 [平成14年9月]

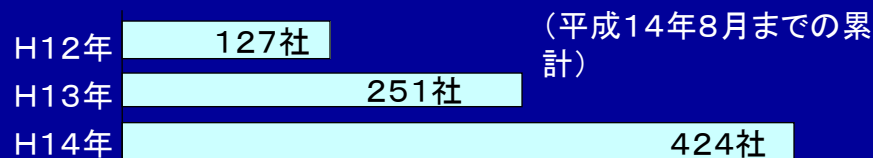
H13 第2期 科学技術基本計画の策定

(2) 産学連携施策の実績

国立大学等における産学連携の取り組みは、ここ10年程で急速に拡大している。

	平成3年度	平成13年度	伸び率
共同研究	1,139件	5,264件	4.6倍
共同研究センター	23大学	62大学 (平成14年度)	2.7倍

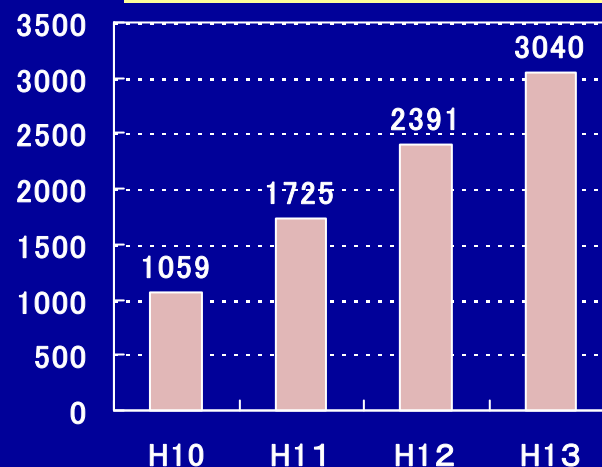
○ 大学発ベンチャー創出実績



海外 大学発ベンチャー設立件数

アメリカ(2000)	368社
ドイツ(1997)	650社
イギリス(1996)	46社

○ 大学における発明実績



「後ろめたい」雰囲気

(営利追求への抵抗感、学問の自由・大学の自治)



「あうんの呼吸」型・おつきあい型連携



契約やルールに基づく組織的な連携へ

(法人化、知的財産の(原則)機関帰属)

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会 知的財産WG報告書(11月1日取りまとめ)

<背景>

- 教育・研究に続く大学の「第三の使命」としての社会貢献
- 国民(納税者)の理解への配慮の必要性
- 国立大学の法人化(平成16年度～)

<帰属に関する考え方>

- ◎知的財産の管理・活用は大学の基本的な役割
- ◎組織的管理・活用のための環境整備の進展

知的財産の有効活用のため、原則として機関帰属が適切

各大学の個性・特色を生かしたポリシーに基づく組織的管理・育成・活用

<課題>

- 大学としての体制整備
 - 「知的財産本部」機能の整備、TLOとの連携
- 教職員の意識改革
- 専門的人材の育成・確保
 - 外部実務者の招聘、長期的な視野での人材養成
- 教職員の評価へも適切に反映

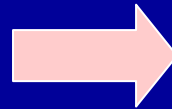
等

→ 特許関連経費や体制整備、人材確保等への支援が必要

科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会 利益相反WG報告書(11月1日取りまとめ)

〈利益相反とは〉

- ◎大学の教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況
- ◎産学官連携の推進に伴って日常的に生じうる状況
- ◎法令違反の問題ではなく、社会的受容性の問題



〈問題の所在〉

- ◎利益相反への適切な対応を怠ると、大学のインテグリティ(社会的信頼)が損なわれ、結果として産学官連携の推進が損なわれるおそれ

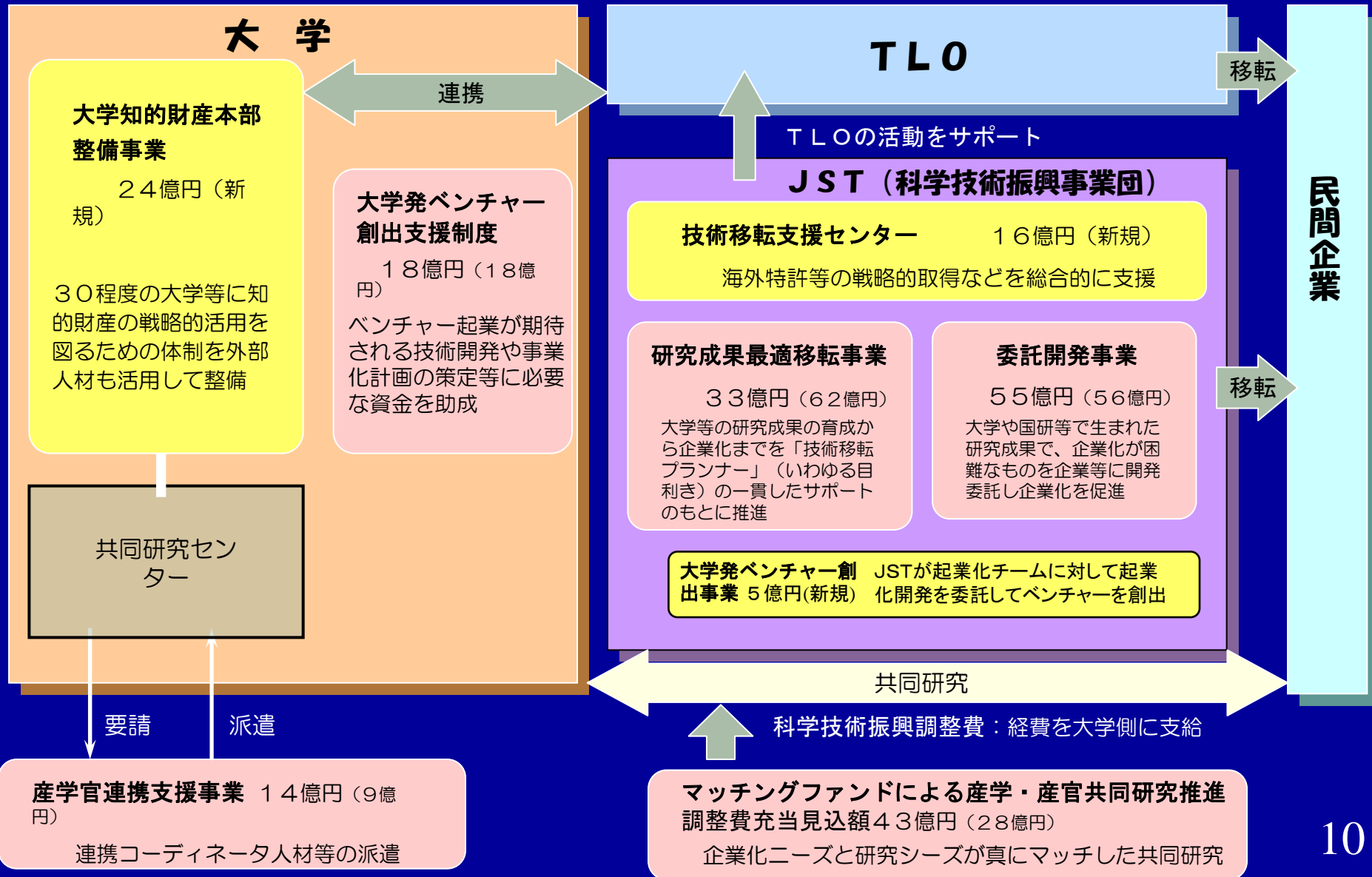


各大学がそれぞれのポリシーに基づいて利益相反に取り組む必要がある

〈利益相反への対応に関する基本的な考え方〉

- 意欲ある教職員が安心して産学官連携に取り組めるよう大学が責任と利益を適切に分担することが必要。
- 個別事例に応じて適切な対応を図るためのマネジメント・システムを構築することが適切。
- 利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み
 - ① 教職員の金銭的情報の学内での開示(報告)
 - ② 利益相反アドバイザーが具体的な事実関係を調査・検討
 - ③ 必要がある場合には利益相反委員会で審議、適切な対応方法を提案
 - ④ 定期的なフォローアップ

産学官連携推進・知的財産戦略関係施策（平成15年度予算案）



産学官連携促進特別試験研究税額控除制度について

産業界から国内外研究機関等への研究開発費支出の現状

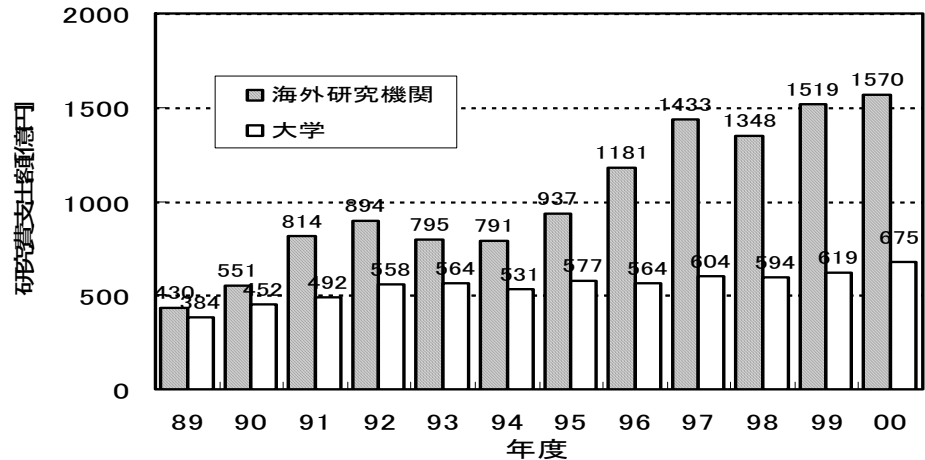
○我が国企業の大学等研究機関への開発投資の実に3分の2以上が海外の大学等研究機関に流出

●研究開発の流失による我が国の「知の空洞化」

知の流失阻止！

世界最高水準の大学づくり！

産学官連携による大学を核としたイノベーション創出！



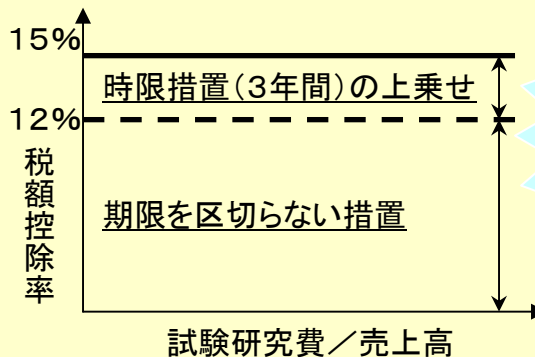
総務省統計局「科学技術研究調査報告」より

産学官連携促進特別試験研究税額控除制度

○ 制度の概要 ○

大学、公的研究機関等との共同研究、委託研究について、試験研究費の額の12%相当額を税額控除。

当初3年間は3%上乗せで15%を税額控除。



○ 効果 ○

民間企業が大学等と共同研究、委託研究に取り組むインセンティブ

⇒知の国内集積
新産業創出、経済活性化
大学を核としたイノベーション創出